

令和 年 月 日

浜松市長

申請者（貸与を受ける者）

住所 浜松市 区

世帯主氏名

電話番号 - -

浜松市デジタル防災行政無線戸別受信機の無償貸与を受けたいので、浜松市防災行政無線戸別受信機貸与等に関する要綱（以下、「要綱」という。）第6条の規定により、次のとおり申請内容に偽りが無いことを宣誓し申請します。

なお、私の世帯に係る住民基本台帳等(※1)の情報を、世帯構成員の確認等(※2)のため調査確認することを承諾します。

提出代行者 ※申請者本人が提出する場合は記入不要	住所		申請者との関係
	氏名		電話番号 - -
無償貸与条件 (要綱第3条) ※1～3のいずれにも該当 または1及び4に該当 該当する欄に○を記入	1	浜松市内に住所を有し、居住している	
	2	満65歳以上の人だけの世帯	
		満18歳未満の人だけの世帯	
		障がいなどのある人だけの世帯	
		満65歳以上の人と満18歳未満の人だけの世帯	
	3	満65歳以上の人と障がいなどのある人だけの世帯	
		満18歳未満の人と障がいなどのある人だけの世帯	
4	満65歳以上の人と満18歳未満の人と障がいなどのある人だけの世帯（3つ全てに該当する世帯）		
	世帯に携帯電話を持っている人はいない（18才未満除く）		
自由記載欄	4		携帯電話の電波が届かない地域に住んでいる
	(上記条件に該当しないが特に考慮を求める事項)		

※必ず裏面をお読みください。

※記入不要 台帳番号：

※必ずお読みください

浜松市デジタル防災行政無線戸別受信機貸与等に関する要綱（抜粋）

第3条 戸別受信機の貸与を受けることができる者（以下、「対象者」という。）は、次の1～3号のいずれにも該当する者、又は1号と4号に該当する者、又は1号と5号に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯の世帯主
- (2) 満65歳以上の人、満18歳未満の人、障がいなどのある人（別表1）のいずれかに該当する人のみで構成されている世帯の世帯主
- (3) 満18歳以上の人で、携帯電話を所有する人がいない世帯の世帯主
- (4) 携帯電話不感地域に居住する世帯の世帯主
- (5) その他市長が防災行政上必要と認める者

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与を受けた戸別受信機は、電池の補給その他保全に留意し、原型を改変してはならない。
- (2) 貸与を受けた戸別受信機が故障等で使用に耐えなくなったときは、浜松市防災行政無線戸別受信機修理依頼書（様式第3号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- (3) 前号の場合において、当該故障等が使用者の故意又は重大な過失によって生じたと認めるとき又は損傷（滅失）したときは、浜松市防災行政無線戸別受信機損傷（滅失）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- (4) 使用者は、市内で住居を転居したとき又は事業所等に移転したときは、速やかに浜松市防災行政無線戸別受信機移設届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

別表1

第3条第1項第2号 障がいなどのある人	
要介護認定者	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、 <u>要介護認定3以上の判定を受けている者</u>
身体障がい者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により <u>身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者</u> ただし、 <u>聴覚障害により交付を受けるものは3級、4級及び6級も対象とする。</u>
知的障がい者	「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者 で、 <u>療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちA判定を受けている者</u>
精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により <u>精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者</u>
その他	上記に準じる状態にある者もしくは特別な事情により避難支援を必要とする者

表面※1 住民基本台帳等とは、住民記録システム、避難行動要支援者管理システム

表面※2 世帯構成員の確認等とは、世帯構成員の氏名、年齢の確認及び障がいなどの有無の確認